

記者資料提供（令和3年6月18日）

神戸市健康局地域医療課 中山・島・須田 TEL：078-322-6674（内線 3379）

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部 小倉・三宅 TEL：078-940-0149

市民病院における通常医療の一部制限解除及び コロナ受入病床の確保について

1. 市民病院における通常医療の一部制限解除

このたびの緊急事態宣言の解除及び新型コロナウイルス感染症患者の減少を受け、市民病院における医療提供体制の見直しを行います。

西市民病院・西神戸医療センターにおける同感染症患者の受入病床の一部を一般病床に戻し、通常医療における入院・手術等の制限を一部解除します。

また、中央市民病院においても同感染症患者の減少に伴い、これまで医療スタッフ確保のため実施してきた病床制限を緩和することで、通常医療の制限を一部解除します。

（中央市民病院：全病床数 768 床）

- ・ 感染症患者の受入病床 : (現在) 46 床 (※) → 変更なし
- ・ 通常医療（入院・手術等）の制限 : (現在) 4 割程度 → 入院: 2 割程度
手術: 病床の範囲内で実施

※臨時病棟 36 床、感染症病棟 10 床

（西市民病院：全病床数 358 床）

- ・ 感染症患者の受入病床 : (現在) 43 床 → 20 床
- ・ 通常医療（入院・手術等）の制限 : (現在) 4 割程度 → 2 割程度

（西神戸医療センター：全病床数 475 床）

- ・ 感染症患者の受入病床 : (現在) 45 床 → 36 床
- ・ 通常医療（入院・手術等）の制限 : (現在) 4 割程度 → 2 割程度

※上記運用の変更は6月22日から順次実施

2. その他の市内医療機関におけるコロナ受入病床の確保

緊急事態宣言の解除後においても、変異株の脅威など感染収束に向け十分な警戒が必要とされる中、新規受入2病院を含む3病院（いずれも民間）から合計9床の新たな病床確保の申し出を受けています。この結果、6月22日以降の確保病床は現在の305床から282床になります。

3. 市民への要請

新規感染者数は減少しており、入院が必要であるにもかかわらず、入院ができずに感染患者が自宅に居ざるを得ないという状況は解消されてきていますが、新たな感染拡大の波が押し寄せる可能性は十分に考えられます。感染拡大を抑制するため、市民一人ひとりの自覚、行動が必要です。

- 不要不急の外出・移動を控え、特に混雑している時間や場所を避けること。
- 路上や公園等での飲酒は感染リスクが高いため、決してそのような行動はしないこと。
- 特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要請。
 - ・マスクを外して会話をしない。
 - ・食事などで会話をするとき、
 - 1メートル以上距離をとる。
 - 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - 大声を出さない。
- また、手洗、消毒、換気などの徹底した感染対策を強くお願いします。